長洲町公式インスタグラム運用方針

長洲町は、町の取り組みやイベントなどの行政情報のほか、町内の出来事や町の魅力を積極的に発信することを目的に、インスタグラムの公式アカウントを運用します。このアカウントを通じた情報発信にあたり、利用者の皆さまに誤解や混乱が生じないよう、運用方針を以下のとおり定めます。

1. アカウント情報

(1)ソーシャルメディアサービス名:インスタグラム

(2)アカウント名:どぎゃんね？長洲(nagasu_dogyan)

(3)URL: https://instagram.com/nagasu_dogyan/

2. アカウント運用者

長洲町まちづくり課地域振興係(または町から委託を受けた者)

3. フォローなどへの対応

(1) 当アカウントへのフォローについては、原則拒否しないものとします。

(2) 当アカウントからは原則、他のユーザーに対しフォロー機能を使用しないものとします。ただし、国または地方自治体の運用するインスタグラムアカウントのほか、町が必要と認めたアカウントに限りフォロー機能を使用することがあります。

(3) 当アカウントによるフォロー及びフォローからの解除は、フォロー先のアカウントに対して何らかの態度を示すものではありません。

4. コメントへの回答

(1) 原則として、町は当アカウントに対するコメントなどに個別の回答はしません。

(2) 当アカウントでは、町へのご意見・ご質問にはお答えできません。配信情報に対するご質問などは、電話、ふれあい箱、町ホームページの電子ふれあい箱提出フォームなどからお問い合わせください。

5. コメントの削除など

以下の各項に該当する場合、予告なく削除又はアカウントのブロックなどを行う場合があります。

(1) 法律、法令等に違反する内容又は違反するおそれがあるもの

(2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの

(3) 政治、宗教活動を目的とするもの

(4) 著作権、商標権、肖像権など総務省又は第三者の知的所有権を侵害するもの

（5）広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
（6）人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの
（7）公序良俗に反するもの
（8）虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させるもの
（9）本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいするなどプライバシーを害するもの
（10）他のユーザー、第三者などになりすますもの
（11）わいせつな表現などを含む不適切なもの
（12）町の発信する内容の一部又は全部を改変するもの
（13）町の発信する内容に著しく関係ないもの
（14）その他、町が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンクなど

6．知的財産権

当アカウントに掲載する個々の情報（写真、文章など）に関する知的財産権（商標権、著作権などのすべての権利）は、町または原著作者に帰属します。「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法で認められている場合を除き、無断で複製・転用することはできません。

7．免責事項

（1）当アカウントによる投稿は細心の注意を払って行いますが、町は、利用者が当アカウントの情報を用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではありません。
（2）当アカウントに関連して、利用者間又は利用者と第三者間でトラブルなどが発生した場合、又は直接・間接的な損失について、町は一切責任を負わないものとします。
（3）コメントなどの投稿にかかる著作権などは、当該投稿を行ったユーザー本人に帰属しますが、ユーザーは投稿されたことをもって、町に対し投稿コンテンツを無償で使用する権利を許諾したものとし、かつ、町に対して著作権などを行使しないことに同意したものとします。
（4）当アカウントは、予告なく運用中止や投稿などの削除、アカウント自体の削除を行う場合があります。
（5）本運用方針は、予告なく変更することがあります。

8．適用

この運用方針は、令和8年5月12 日から適用します。